

大阪狭山市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和5年(2023年)11月27日

大阪狭山市監査委員

北井 未廣

中野 学

監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
なお、本監査は大阪狭山市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の対象

1 対象グループ

人事グループ

- 人事管理事業
- 職員研修事業
- 福利厚生事業

広報プロモーショングループ

- 広報事業
- 魅力発信事業

2 対象事務

令和5年4月1日から令和5年8月31日まで（必要に応じて令和4年度を含む。）
に執行された財務及びその他に関する事務

第3 監査の着眼点

大阪狭山市監査基準及び大阪狭山市監査実施要領に基づき、不正、不適切な事務処理等の予防、発見、修正という合規性に主眼を置き、財務及びその他に関する事務が適正かつ効果的に執行されているかを着眼点として実施した。

第4 監査の実施内容

当該財務事務の執行に係る関係書類及び関係帳票の提出を求めこれを閲覧、帳簿突合等を行うとともに、担当職員からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施した。

また、調査票により情報収集を行った当該財務事務の内部統制の整備及び運用状況により、監査対象のリスクの内容及び程度を検討のうえリスクの識別を行い、事故等の発生する可能性が高い事務事業に重点を置いた監査を実施した。

第5 実施場所及び日程

大阪狭山市役所庁舎内において令和5年9月29日から令和5年10月24日まで実施した。

第6 監査の結果及び意見

財務及びその他に関する事務は関係法令等に従い、両グループともに概ね適正に執行されているものと認められた。